

第2次桜川市環境基本計画（素案）の概要について

1. 背景と趣旨

本市では、平成19年（2007年）3月に制定した『桜川市環境基本条例』に基づき、平成22年（2010年）4月に「桜川市環境基本計画」（以下、「前計画」）を策定しました。前計画においては、市の環境保全に関する理念のもと、本市の望ましい環境将来像を「心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち」とし、様々な環境政策を推進してきました。前計画の期間終了に伴い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、より住みやすい環境を目指し、併せて市民の健康で文化的な生活を確保するため、次期計画として「第2次桜川市環境基本計画」（以下「本計画」）を策定します。

2. 計画策定の考え方

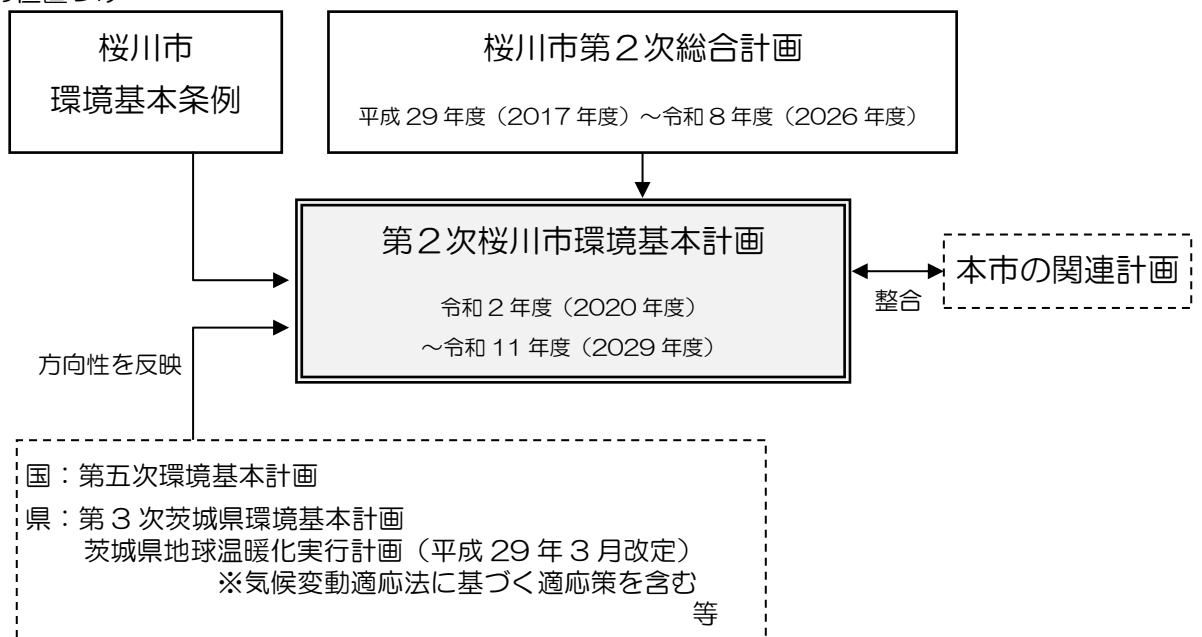
- 本計画では、前計画の理念や望ましい環境将来像「心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち」は、今後も大切にしていくものとして、継承するものとします。
- 前計画策定以後の新たな制度や国・県などで進められている施策を反映します。また、桜川市第2次総合計画や本市の関連計画との整合を図ります。
- 前計画の実施状況や環境の現況、市民（中学生・義務教育学校後期課程含む）・事業者の環境に関する意識調査結果から課題をとらえ、施策に反映します。
- 前計画の施策体系と指標について精査し、わかりやすい施策体系とするとともに、取り組みを適切に評価できる指標を設定します。

3. 計画の位置づけと役割

本計画は、市の環境の保全に関する基本理念を定めた「桜川市環境基本条例」第7条に基づき定める計画であり、本市のまちづくりの最上位計画である「桜川市第2次総合計画」に示す将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、関連計画との整合を図るものです。

また、本計画は、平成30年（2018年）12月に新たに施行された気候変動適応法を念頭に、本市が取り組む気候変動適応策を含むものとします。

■本計画の位置づけ



4. 計画の対象範囲

本計画では、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境と循環型社会」、「連携と協働」までを対象とします。

対象範囲	環境の要素
自然環境	生態系、生物多様性、緑化、公園、自然とのふれ合い、景観
生活環境	大気、水、騒音・振動・悪臭、土壌・地下水、有害化学物質
地球環境と循環型社会	地球温暖化、エネルギー、廃棄物、資源循環
連携と協働	環境情報、環境教育・学習、環境保全活動

5. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

序章	計画について	計画の趣旨、位置付けと役割、対象範囲などの基本的な事項
第1章	桜川市の現況	桜川市の概況と環境の現況
第2章	市民・事業者の環境意識	市民（中学生・義務教育学校後期課程含む）・事業者を対象とした環境に関する意識調査結果
第3章	望ましい環境将来像と基本目標	本市の望ましい環境将来像と環境分野ごとの基本目標及び課題
第4章	施策体系と取り組み	本計画の施策体系と環境施策、各主体の取り組み
第5章	計画の推進と進行管理	計画の推進体制と進行管理の方法

7. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、桜川市のすべての市民（滞在者含む）、事業者、行政とします。それぞれの責務を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協力、連携しながら望ましい環境将来像に向けて取り組むこととします。

8. 望ましい環境将来像と基本目標

「桜川市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた、市の環境の最も基本的な目標を本市の望ましい環境将来像として次のように定めます。

心うるおす豊かな自然と歴史を守るまち

本市は、多くの山桜が自生する里山や、悠々と流れる桜川とその周辺に広がる田畑など、豊かな自然を有しています。また、先人たちが残した多くの歴史的遺産は、桜川市の魅力ある景観を形成しています。この豊かな自然や景観が、本市の魅力であり続け、いつまでも私たちの心をうるおすものであるように、一人ひとりが身近な環境配慮への取り組みを積み重ね、多方面からよりよい環境を目指し創造していきます。

環境将来像の実現に向け、次の4つの基本目標を定めます。

1. 自然環境 ～自然がはぐくむ命を大切にしていくために～

市内を取り囲む里山やそこに生育する山桜、自然豊かな田園地帯に悠々と流れる桜川は、桜川市を象徴する誇りです。私たちはこれらの自然とその自然がはぐくむ多様な生態系を保全するとともに、文化遺産などの地域資源と調和した良好な景観づくりに努めます。

2. 生活環境 ～快適な生活環境を維持し続けるまちであるために～

市民が安全で健康的な生活を営むためには、市民・事業者・行政が一体になって環境保全や汚染防止、ごみ対策に取り組む必要があります。快適な生活環境の維持に向けて、積極的な公害対策とその普及啓発に向けて活動をし続けます。

3. 地球環境と循環型社会 ～一人ひとりがエコレンジャーになれるまちを目指して～

地球温暖化やそれに伴う気候変動は、私たちをとりまく身近な環境問題による負荷が大きく影響しています。地球環境問題を自分達の問題としてとらえ、持続可能な循環型社会の実現を目指し、一人ひとりが今できることを積極的に推進していきます。

4. 連携と協働 ～エコ活動の輪を広げ未来に繋げていける市民であるために～

市民・事業者・行政のすべてが環境問題の当事者であるという意識を持ち、環境に対する理解を深め、協働で環境保全活動に取り組んでいく必要があります。それぞれが連携して学び、活動する機会を増やし、環境保全に向けて努力し続けます。

9. 施策体系

本市の望ましい環境将来像に向けて、次に示す施策体系で取り組んでいきます。



10. 数値目標

市の環境施策、市民・事業者の取り組みの成果を数値で評価するために設定する数値目標は下表のとおりです。

■数値目標

項目	現状値（年度）	目標値（令和 11 年度）
森林面積	6,303ha (H30)	現状維持
大気環境基準の達成率	100% (H28)	100%
水質（河川）環境基準の達成率	100% (H30)	100%
汚水処理人口普及率	69.1% (H30)	81.4%
生活系ごみの一人1日あたりの排出量	639g (H30)	630g
不法投棄の件数	72 件 (H30)	50 件
温室効果ガス総排出量（事務事業）	4,087 t-CO ₂ (H30)	3,678t-CO ₂
資源物比率	8.9% (H30)	10%
農業用廃プラスチック回収量	95 t (H30)	100 t
クリーンエネルギー車導入率（市所有）	7.6% (H30)	20%
エコショップ認定店舗数	5 件 (H30)	10 件
コミュニティバスの利用者数	1 便平均 6.8 人 (H30)	1 便平均 8.0 人
環境学習会開催数	1 回 (H30)	5 回
花いっぱい運動取組団体	43 団体 (H29)	現状維持

11. 進行管理

環境基本計画に基づく事業や施策の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムのPDCAサイクルの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、化学技術の進展等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

